

届出書記載例（国民健康保険に加入する場合）

国民健康保険（取得・喪失・その他・再交付）届出書・福祉医療（取得・喪失・変更・再交付）申請書

鶴岡市長 様 全部 一部 05/79, 世帯分離 06/70, 転居 00/75, 世帯合併 31, 換領・再入 33, 喪失・再入 34, 退職異動

住所 鶴岡市〇〇〇 印 個人番号 () 届出日 平成 年 月 日 交付

世帯主 (申請人) 氏名 世帯主の氏名

取得日 (新) 現住所 (新) 主

住所・世帯主名を記入してください。

世帯主の苗字の印を押印してください。

届出日、(届出に) 関する連絡先の電話番号と記入した方の氏名を記入してください。

加入する方の氏名

加入する世帯員の氏名を記入してください。

加入する世帯員

加入する世帯員	氏名	性別	年齢	加入理由	加入日	備考
加入する世帯員	氏名	性別	年齢	加入理由	加入日	備考

加入理由: 05. 新加入, 06. 世帯合併, 07. 世帯分離, 08. 転居, 09. 退職異動, 10. 喪失, 11. 再入, 12. 再入, 13. 再入, 14. 再入, 15. 再入, 16. 再入, 17. 再入, 18. 再入, 19. 再入, 20. 再入, 21. 再入, 22. 再入, 23. 再入, 24. 再入, 25. 再入, 26. 再入, 27. 再入, 28. 再入, 29. 再入, 30. 再入, 31. 再入, 32. 再入, 33. 再入, 34. 再入, 35. 再入, 36. 再入, 37. 再入, 38. 再入, 39. 再入, 40. 再入, 41. 再入, 42. 再入, 43. 再入, 44. 再入, 45. 再入, 46. 再入, 47. 再入, 48. 再入, 49. 再入, 50. 再入, 51. 再入, 52. 再入, 53. 再入, 54. 再入, 55. 再入, 56. 再入, 57. 再入, 58. 再入, 59. 再入, 60. 再入, 61. 再入, 62. 再入, 63. 再入, 64. 再入, 65. 再入, 66. 再入, 67. 再入, 68. 再入, 69. 再入, 70. 再入, 71. 再入, 72. 再入, 73. 再入, 74. 再入, 75. 再入, 76. 再入, 77. 再入, 78. 再入, 79. 再入, 80. 再入, 81. 再入, 82. 再入, 83. 再入, 84. 再入, 85. 再入, 86. 再入, 87. 再入, 88. 再入, 89. 再入, 90. 再入, 91. 再入, 92. 再入, 93. 再入, 94. 再入, 95. 再入, 96. 再入, 97. 再入, 98. 再入, 99. 再入, 100. 再入

種別	1. 身障手帳 2. 療育手帳 3. 国民障害者 4. 他年障害者 5. 特児手当 6. 県協証 7. 精福手帳
等級	級 (号) 番号
認定年月日	H . . 有期診断 無・有 (H 年 月)
傷病名等	備考

保険者番号	保険者名
記号・番号	加入日 H . .
被保険者名	備考

承諾書

平成 年 月 日

鶴岡市長 様

福祉医療証の交付申請にあたり、該当・非該当・一部負担金の有無を決定するために、市役所で把握している私および私の世帯員にかかる所得金額等のデータ及び福祉情報を活用することを承諾します。

申請者名

誓約書

平成 年 月 日

鶴岡市長 様

(世帯主) 住所

(世帯主) 氏名

このたび、国民健康保険の被保険者が資格を喪失または再交付の申請にあたり、被保険者証を返還できないので、次のとおり誓約します。

- 紛失した被保険者証を第三者が使用し、保険給付または、針・灸の施術による給付を受けた場合は、その給付に相当する金額を私が責任を負い、直ちに弁済し当市に迷惑をかけません。
- 被保険者証が見つかった場合は、ただちに返還します。

再交付申請時 氏名

保険証受取人

1. 免許証
2. 職員確認
3. その他
4. 郵送する

確認書

平成 年 月 日

鶴岡市長 様

届出人について、本人であることを確認しました。

確認職員 部 係 課 係 班

氏名

身	受給者 市県民税所得割額	受給者 所得税	有・無
扶養者氏名	扶養者 所得税	有・無	
親	扶養者氏名	納税 (父・母) 所得税	有・無
ひとり親家庭になった時期	年 月	勤務先	
死別・離婚・未婚の母・障害・他			
判定	該当・非該当	一部負担金	有・無

本人確認の方法

- ①個人番号カード
- ②写真付身分証：運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書等
- ③以下の書類を2つ以上：
 - ア) 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書
 - イ) 官公署又は個人番号利用事務実施者・個人番号関係事務実施者から発行・発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(イ氏名、ii 生年月日又は住所、が記載されている)

番号確認の方法

- ① 個人番号カード
- ② 通知カード
- ③ 個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書

情報連携(中間サーバ)照会先・連携要否

①国保加入(社保・国組喪失) (7)資格喪失連絡票あり:連携不要(イ)資格喪失連絡票なし・勤務先聞き取り等:連携必要(支払基金等)②国保加入(転入):連携必要(転出元自治体)③国保喪失(社保・国組加入):連携必要(支払基金等)④国保喪失(転出・死亡):連携不要